

岐阜県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定道路等が満たすべき基準を定める条例の一部を改正する条例について

岐阜県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定道路等が満たすべき基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年六月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定道路等が満たすべき基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定道路等が満たすべき基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「特定道路」の下に「及び旅客特定車両停留施設」を、「歩道等」の下に「及び自転車歩行者専用道路等の構造」を、「立体横断施設」の下に「の構造」を、「乗合自動車停留所」の

下に「の構造」を加え、
「第五節 自動車駐車場（第二十条―第三十条）

「第五節 自動車駐車場の構造（第二十条―第三十条）

を 第六節 旅客特定車両停留施設の構造（第三十一条―第四十一条）

第三十五条）」

第七節 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第四十二条―第四十

六条）」に、「第三十六条―第四十八条」を「第四十七条―第五十九条」に、「第四十九条―第五十二条」を「第六十条―第六十三条」に改める。

第一条中「特定道路」の下に「及び旅客特定車両停留施設」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第二条中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した業務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。

「第二章 特定道路」を「第二章 特定道路及び旅客特定車両停留施設」に改める。

第三条の見出し中「特定道路」の下に「及び旅客特定車両停留施設」を加える。

「第二節 歩道等」を「第二節 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改める。

第四条中「自転車歩行者道を設けるもの」を「自転車歩行者道を設ける道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」に改める。

第五条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「という。」の下に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）」を、「当該歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例第四十三条第一項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例第四十四条第一項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第六条中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第七条第一項中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第二項中「除く。」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

「第三節 立体横断施設」を「第三節 立体横断施設の構造」に改める。

第十三条第二号中「装置」を「設備」に改め、同条第五号中「いること」の下に「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていること」を加え、「から籠内が」を「にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第八号、第九号及び第十三号中「装置」を「設備」に改める。

第十四条中「。以下」の下に「この条において」を加える。

「第四節 乗合自動車停留所」を「第四節 乗合自動車停留所の構造」に改める。

「第五節 自動車駐車場」を「第五節 自動車駐車場の構造」に改める。

第五十二条を第六十三条とし、第五十一条を第六十二条とする。

第五十条第一号イ中「もの」の下に「（当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。）」を加え、同条を第六十一条とし、第四十九条を第六十条とする。

第四十八条中「第三十八条から前条まで」を「第四十九条から前条まで」に、「第三十八条の」を「第四十九条の」に改め、第三章中同条を第五十九条とする。

第四十七条の前の見出しを削り、同条を第五十八条とし、同条の前面に見出しとして「（掲示板及び標識）」を付し、第四十六条を第五十七条とする。

第四十五条中「第四十三条第二項第二号」を「第五十四条第二項第二号」に改め、同条を第五十六条とし、第四十四条を第五十五条とする。

第四十三条の前の見出しを削り、同条を第五十四条とし、同条の前面に見出しとして「（便

所)」を付し、第四十二条を第五十三条とする。

第四十一条第一項第一号中「第三十九条第一号」を「第五十条第一号」に改め、同項第四号中「第四十三条第二項」を「第五十四条第二項」に、「第四十五条」を「第五十六条」に、「第四十四条」を「第五十五条」に改め、同条を第五十二条とする。

第四十条第一項第六号中「第四十三条第二項」を「第五十四条第二項」に、「第四十五条」を「第五十六条」に、「第四十四条」を「第五十五条」に改め、同条を第五十一条とし、第三十九条を第五十条とする。

第三十八条第七号中「次条から第四十六条まで」を「次条から第五十七条まで」に改め、同条を第四十九条とし、第三十七条を第四十八条とし、第三十六条を第四十七条とする。

第三十五条中「歩道等」の下に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、第二章第六節中同条を第四十六条とする。

第三十四条第一項中「歩道等」の下に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第二項中「及び自動車駐車場には」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には」に改め、同項ただし書中「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、「路面」の下に「又は床面」を加え、同条を第四十五条とする。

第三十三条中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次の二項を加え、同条を第四十四条とする。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3 前項の施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第三十二条第一項中「歩道等」の下に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「自動車駐車場」の下に「及び旅客特定車両停留施設」を加え、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加え、同条を第四十三条とする。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第十三条第十一号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第六項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第四十条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であつて、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第三十一条に次の四項を加え、同条を第四十二条とする。

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第五項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4 前項の案内標識は、日本産業規格Z八二一〇に適合するものとする。

5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第三十一条第三項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

第二章第六節を第七節とし、第五節の次に次の一節を加える。

第六節 旅客特定車両停留施設の構造

(通路)

第三十一条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第一条第一号から第三号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに一以上の通路は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一 有効幅員は、一・四メートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、一・二メートル以上とすることができる。

二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 有効幅は、九十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

2 前項の一以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差が

ある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもつてこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第三十三条の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第三十四条の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができるとする時間内において常時公共通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に掲げる基準に適合するものとする。

- 一 床の表面は、平坦で、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 二 段を設ける場合は、当該段は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものであること。
- ロ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

（出入口）

第三十二条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に掲げる基準に適合するものとする。

- 一 有効幅は、九十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。
- 二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 有効幅は、九十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。
- ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

（エレベーター）

第三十三条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものとする。

- 一 籠の内法幅は一・四メートル以上、内法奥行きは一・三五メートル以上であること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造の

もの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。

二 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、八十センチメートル以上であること。

三 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、第一号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

2 第十三条第五号から第十三号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

（傾斜路）

第三十四条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

一 有効幅員は、一・二メートル以上であること。ただし、階段に併設する場合は、九十センチメートル以上とすることができる。

二 縦断勾配は、八パーセント以下であること。ただし、傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合には、十二パーセント以下とすることができる。

三 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅一・五メートル以上の踊場が設けられていること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとするものとする。

3 第十四条第三号から第五号まで、第七号、第八号及び第十号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

（エスカレーター）

第三十五条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に掲げる基準に適合するものとする。ただし、第三号及び第四号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち一のみが適合していれば足りるものとする。

一 上り専用のもので下り専用のものでそれぞれ設置されていること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。

二 エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにあつては、この限りでない。

三 踏み段の有効幅は、八十センチメートル以上であること。

四 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第十五条第二号から第五号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第三十六条 第十七条第二号から第八号まで、第十号及び第十一号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第三十七条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一 床の表面は、平坦で、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

二 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、五パーセント以下であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。

三 横断勾配は、一パーセント以下であること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。

四 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

五 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

(運行情報提供設備)

第三十八条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第三十九条 第二十八条から第三十条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第二十九条第一項第一号中「第二十三条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第二十三条各号」と読み替えるものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第四十条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものとする。

- 一 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第三十一条第一項各号に掲げる基準に適合するものであること。
- 二 出入口を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 有効幅は、八十センチメートル以上であること。
 - ロ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (1) 有効幅は、八十センチメートル以上であること。
 - (2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
 - ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。
 - 三 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。
- 3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

（券売機）

第四十一条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために旅客特定車両停留施設が満たすべき基準を定める等のため、この条例を定めようとする。